

雇用の分野で 障害者に対する 合理的配慮の提 義務となります。

差別が禁止され、 供が

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」を改正

平成 28 年 4 月 1 日から施行

京都府では平成 27 年 4 月に「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を施行。国の動きに先駆けて、雇用だけに限らず、障害のある方もない方も暮らしやすい社会づくりに取り組んでいます。（→ P40）

障害のある方が尊厳を持って生活し、学び、働くことができる社会。

それを実現するため、平成 18 年に国連で採択された障害者権利条約に基づき、世界中でさまざまな取組が行われています。

日本でも法整備が進められ、その一つとして、平成 25 年に障害者雇用促進法を改正。障害のある方が安心して働くための新たな仕組みが、平成 28 年度からスタートします。



障害者雇用促進法 改正のポイント

1 障害者に対する 差別の禁止

障害のある方が働くとき・働きたいときに、障害があることを理由に差別することを禁止します。

2 合理的配慮の 提供義務

障害のある方が働くとき・働きたいときに困ったり戸惑ったりする原因があれば、過重な負担にならない限り事業者はその原因を改善する義務があります。

3 苦情処理・ 紛争解決援助

①、②に関して、障害のある方の要望がスムーズに伝わるよう、事業者は相談体制を整備する義務が定められています。また、障害のある方から「困っている」「改善してほしい」などの報告を受けた場合、事業者は改善に努める義務があります。



対象

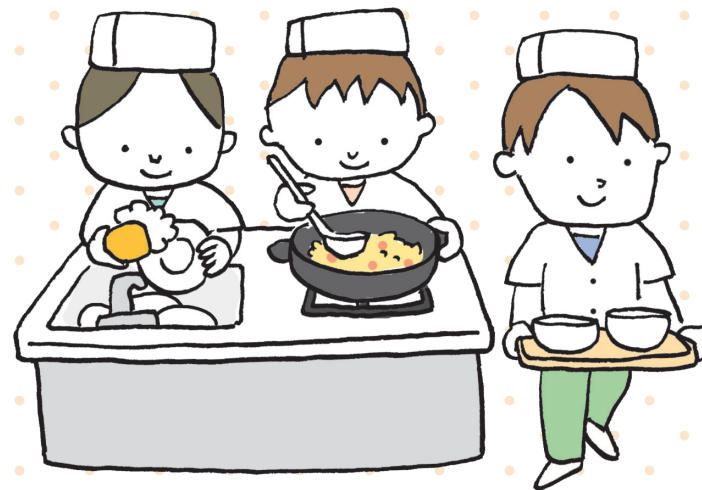
- 全ての事業者と障害のある方が対象です。
- 本改正における「障害のある方」とは障害者手帳を所有する方だけでなく、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能に障害があるため、長期にわたり職業生活に大きな制限を受ける方、または職業生活を営むのが困難な方を指します。

少しの工夫と気遣いで “働くこと”を もっと自由に、平等に

差別禁止や合理的配慮の提供と聞いて、「難しそう」「うちの会社の規模で対応できるだろうか」と不安に思われる事業者の方も多いのではないのでしょうか。

しかし、多くの労力やコストをかけなくても、ちょっとした工夫や気遣いでできることもたくさんあります。

本冊子では法改正の内容を「障害者差別」「合理的配慮」の事例を交えて解説しています。これをきっかけに、これからの障害者雇用のあり方について考えてみませんか？



INDEX

- 6 …… **雇用の分野における障害者に対する差別の禁止**
 - 7 …… 雇用の分野における「障害者に対する差別の禁止」とは
 - 8 …… 雇用の分野における差別の禁止～具体的事例～

- 14 …… **雇用の分野における合理的配慮の提供**
 - 15 …… 雇用の分野における「合理的配慮」とは
 - 16 …… 障害特性に応じた合理的配慮～具体的事例～
 - 17 …… 身体障害のある方への合理的配慮
 - 22 …… 知的障害のある方への合理的配慮
 - 25 …… 精神障害のある方への合理的配慮
 - 29 …… 発達障害のある方への合理的配慮
 - 31 …… 難病に起因する障害のある方への合理的配慮
 - 33 …… 高次脳機能障害のある方への合理的配慮

- 34 …… **苦情処理・紛争解決援助**
 - 35 …… 苦情処理・紛争解決援助について

- 参考**
 - 37 …… 障害者雇用の支援機関一覧
 - 39 …… **事業者の方へ**
障害のある方が安心して働ける職場づくりのために…
 - 40 …… 誰もが暮らしやすい社会をめざして… 京都府の取組